

議案第8号

南房総市魅力の郷づくり寄附金条例の一部を改正する条例の制定について
南房総市魅力の郷づくり寄附金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市魅力の郷づくり寄附金条例の一部を改正する条例
南房総市魅力の郷づくり寄附金条例（平成20年南房総市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) まちを支える人・仕事づくり事業

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号 南房総市魅力の郷づくり寄附金条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次に掲げる事業のうちからあらかじめ指定することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) まちを支える人・仕事づくり事業</u></p> <p><u>(5)、(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次に掲げる事業のうちからあらかじめ指定することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)、(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p>

附 則 (抄)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。